

## 固定資産税（償却資産）の特例措置について

国は、平成30年度～令和2年度を「生産性革命の集中投資期間」と位置付け、中小企業の生産性革命を実現するために、先端設備等導入計画に基づいて新規取得した設備に係る固定資産税の特例措置を創設しました。

令和2年4月30日の「地方税法の一部を改正する法律」の施行により特例対象設備の拡充（事業用家屋及び構築物が対象に追加）及び適用期間の延長（2年間）が行われ、令和3年6月に市町村における計画認定の根拠法令である生産性向上特別措置法の関係規定が、中小企業等経営強化法へ移管されました。

小矢部市では、認定された「先端設備等導入計画」にしたがって新規取得した、以下要件を満たす設備（機械装置、器具備品等の償却資産）について、取得した翌年度から3年間固定資産税の課税標準額をゼロにします。該当する償却資産を所有されている方は、以下を参照の上、申告ください。

### 1 特例措置の内容

平成30年6月6日～令和5年3月31日に取得された対象設備に係る固定資産税の課税標準額を、ゼロに軽減します。なお、先端設備等については、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが必須です。

※事業用家屋及び構築物は令和2年4月30日～令和5年3月31日に取得されたものが対象となります。

### 2 対象者

次に該当する中小事業者などのうち、「先端設備等導入計画」の認定を受けた者

- ・資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

次に該当する場合は、特例の対象となりません。

- ・同一の大規模法人（資本金若しくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

### 3 特例対象設備

生産性が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備（中古取得したものは対象外）で、詳細は次の表のとおりです。

設備の種類	取得価格	販売開始時期
機械装置	160万円以上	10年以内
工具（測定工具及び検査工具）	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備（償却資産に該当するもの）	60万円以上	14年以内
構築物	120万円以上	14年以内
事業用家屋	取得価格の合計額が300万円以上の 先端設備とともに導入されたもの	

※取得価額は、1台・1基又は1組・1式の価額です。

### 4 提出書類

12月に送付する償却資産申告書に特例対象資産がある旨を明記し、以下の書類を添付の上、御提出ください。

先端設備等導入計画に係る申請書（写）	
先端設備等導入計画書（写）	
先端設備等導入計画認定書（写）	
工業会等による生産性向上に係る要件を満たすことの証明書（写）	
特例届出書（小矢部市様式）	
リース会社が申請する場合に必要な追加資料	リース契約見積書（写）
	公益社団法人リース事業協会が確認した 固定資産税軽減計算書（写）

#### ※工業会証明書が「先端設備等導入計画の申請」までに間に合わなかった場合

固定資産税の特例を利用するためには、工業会証明書が必要となります。「先端設備導入計画」の申請・認定前までに、工業会の証明書の取得ができなかった場合でも、認定後から賦課期日（1月1日）までに工業会証明書と誓約書を追加提出することで、固定資産税の特例を受けることができます。